

養殖瓦版

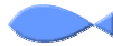
平成15年1月21日発行

(第1号)

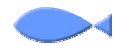
発行：千葉県水産研究センター・養殖研究室

〒295-0024 千葉県南房総市千倉町平磯 2492

phone : 0470-43-1111 fax : 0470-43-1114



「食の安全性」と水産用医薬品について



暦の上では大寒を迎えました。寒中、お見舞い申し上げます。昨年7月をもって「懇話会養殖情報」を終了し、このたび新たに「養殖瓦版」を発行することになりました。養殖魚介類の飼育管理や疾病等、養殖に関する情報や水産研究センターからのお知らせをお届けする予定です。ご愛読のほど、よろしくお願いいたします。

最近、病原体に汚染された食品の流通、食品の偽装表示、牛海綿状脳症（BSE）の発生等が報道され、「食の安全性」という言葉をよく見聞きします。

このことは、消費者が食品に向ける視線が一段と厳しくなったことを意味します。養殖魚介類の場合、抗生物質や合成抗菌剤等の水産用医薬品の残留の有無が「食の安全性」を確保する上で問題になると思います。

昨年、中国産のウナギから抗生物質が検出され、輸入が止まったことは、みなさんの記憶にまだ新しいと思います。国内で養殖魚介類から水産用医薬品が検出された場合、安全性が確認されるまで市場へ出荷することは出来ません。ご注意ください。

水産研究センターでは「食の安全性」を確保するため、ブリ・マダイ・ヒラメ等の海産養殖魚を対象に水産用医薬品の残留検査を行っています。過去に行った検査で医薬品の残留が問題となったことはありませんが、水産庁が発行した「養殖業者の皆様へ水産用医薬品の使用について第16報」（黄色い表紙のパンフレット）に書かれている内容に基づき、医薬品を正しく使用されるよう、お願いします。なお、医薬品の使用にあたって質問がありましたら、水産研究センター・養殖研究室までお問い合わせください。

左下に示した「新鮮 丸ごと 千葉のさかな」というキャッチフレーズは、養殖業者を含む生産者・流通業者・消費者の三者に向けられた言葉だと思います。「食の安全性」が問われている今、「安全（安心）」の一言を付け加えて「新鮮丸ごと 安全（安心） 千葉のさかな」としたらどう だろうか？と考えます。皆様はいかがお考えでしょうか？今回の「養殖瓦版」はやや硬い内容になりましたが、今回は趣向を変えてお届けしたいと思います。